

令和 2 年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた修正

（地震新旧 P12, 20, 34、風水害等新旧 P8, 15, 16, 32）

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、平常時からマスク、消毒液等の備えや避難所の運営体制の整備等の感染症対策を追加したことに伴う修正

イ 令和元年東日本台風の教訓を踏まえた修正 （風水害等新旧 P7, 8, 13, 17）

中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において取りまとめられた「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」に基づき、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、とるべき行動の理解促進など、必要な対策を追加したことに伴う修正

ウ 令和元年房総半島台風の教訓を踏まえた修正

（地震新旧 P14, 18, 21, 33, 43、風水害等新旧 P10, 40）

事業者における停電、通信障害発生時の復旧対応や市民への被害情報の伝達、社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における長期停電や通信障害発生時のための非常用電源の確保等の対策を追加したことに伴う修正

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア 春日井市地域強靱化計画策定に伴う修正 (地震新旧 P 1、風水害等新旧 P 1)

大規模自然災害が発生し被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に回復することができるよう、「強くしなやかなまち」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる計画として、春日井市地域強靱化計画を令和 2 年 8 月に策定したことに伴う修正

イ 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う防災体制の整理に伴う修正

(地震新旧 P22～26)

内閣府が公表している「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」及び愛知県が公表している「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内「巨大地震警戒時の事前避難」の検討手引き」に基づき、県の体制と整合を図りながら、当市の防災体制を整理したことに伴う修正

ウ 食糧の備蓄計画の見直しに関する修正

(地震新旧 P 9、風水害等新旧 P 6)

概ね人口の 10%の 2 食分の食糧を備蓄していたものを、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく、当市における想定避難者数（15,000 人）の 3 食×3 日分の備蓄に改めたことに伴う修正

3 原子力災害対策計画の修正の要旨

愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

原子力発電所における状況の修正及び原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針の改正に伴う修正